

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月21日～令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：育児休業に関する制度、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除などの制度周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年 1月～ 改正法の諸制度の把握、対応準備
- 令和4年 4月～ 育児休業等に関する制度を社内に掲示し従業員に周知、個別周知用の資料作成、意向把握のための意向把握確認書の作成
- 令和4年10月～ 出生時育児休業等の制度を社内に掲示し従業員に周知、個別周知用の資料および意向把握確認書の見直し
- 令和6年 6月～ 「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指すため、やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を受け、掲示資料に登録内容を反映・社内周知し、制度利用を促す

目標2：妊娠中や産前産後休業、育児休業並びに職場復帰後の従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和4年 1月～ 改正法を含めた諸制度の把握、対応準備、窓口担当者の選任と教育
- 令和4年 4月～ 相談窓口の設置と相談窓口担当者を社内に掲示し従業員に周知

目標3：男性が育児休業等を取得しやすい環境整備を行う。

<対策>

- 令和4年 1月～ 利用状況の把握と改善点の洗い出し
- 令和4年 4月～ 育児休業取得者のインタビュー記事（取得事例）を社内に掲示し、男性の育児休業の取得の促進を図る
- 令和4年10月～ 出生時育児休業の創設等に伴う資料見直し、社内掲示
- 令和6年 6月～ やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を受け、登録内容を社内掲示・周知し、男性の育児休業の取得促進を図る